

高松市住民税均等割のみ課税世帯（令和５年度）生活支援及び
こども加算給付金支給事業実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯の生活を支援するため、臨時的な措置として実施する、高松市住民税均等割のみ課税世帯（令和５年度）生活支援及びこども加算給付金支給事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 高松市住民税均等割のみ課税世帯（令和５年度）生活支援及びこども加算給付金 前条に掲げる本事業の目的を達するために、市長によって贈与される給付金をいう（以下「本給付金」という。）。
- （２） 住民税非課税世帯給付金 国の重点支援地方交付金を活用し、令和５年度住民税が非課税の世帯に市町村（特別区を含む。以下同じ。）から７万円を目安に支給される給付金をいう。
- （３） 住民税非課税世帯こども加算給付金 国の重点支援地方交付金を活用し、令和５年度住民税が非課税の世帯において扶養されている１８歳以下の児童１人当たりに５万円を目安に市町村から支給される給付金をいう。
- （４） 住民税均等割のみ課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による令和５年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割（以下「所得割」という。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより、所得割を免除された者又は令和５年１２月１日（以下「基準日」という。）において、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者（ただし、基準日に保護が停止されていた者及び保護が廃止されていた者を除く。以下「被保護者」という。）を含む。）であり、かつ、当該同一

の世帯に属する者のうち少なくとも1人が、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税均等割（以下「均等割」という。）のみ課されている者（被保護者を除く。）である世帯をいう。

（5） 住民税非課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、均等割が課されていない者、市町村の条例で定めるところにより、均等割を免除された者又は基準日において、被保護者である世帯をいう。

（支給対象者）

第3条 本給付金の支給対象者は、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている住民税均等割のみ課税世帯（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった世帯を含む。）の世帯主とする。ただし、令和5年1月2日以降に日本国外から入国した者又は出生した者を世帯主とする世帯を除く。

2 前項の規定にかかわらず、均等割が課税されている者の扶養親族（16歳未満の者及び生計を同一にする配偶者並びに地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者も含む。）のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって所得割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、既に市町村から住民税非課税世帯給付金の支給を受けた世帯（支給を辞退した世帯、申請を取り下げた世帯、申請等を行わず支給を辞退したものとみなされた世帯及び申請を取り下げたとみなされた世帯を含む。）と同一の世帯又は当該世帯の世帯主であった世帯は、支給要件を満たさないものとする。ただし、当該基準日以降の修正申告等により支給対象外となったことを理由に申請等を行わなかった世帯を除く。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する本給付金の金額は、10万円とし、こども加算の要件を満たす場合は、こども加算の対象児童数に5万円を乗じた額を加えた金額とする。

- 2 こども加算の対象児童は、支給対象者と同一の世帯に属する18歳以下の者（平成17年4月2日から基準日までに出産した者（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。））及び基準日の翌日から市長が別に定める日までに出産した者（以下「新生児」という。）とする。ただし、世帯主である18歳以下の者を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給対象者と生計を同一にしていない者は、こども加算の対象児童の要件を満たさないものとする。
- 4 支給対象者となる世帯主が、同一の世帯に属さない18歳以下の者と生計を同一にする旨の申出を、別に定める申出書により受けた場合は、当該支給対象者の属する世帯において、当該18歳以下の者は対象児童の要件を満たすものとする。
- 5 新生児は、基準日以降に住民税均等割のみ課税世帯に世帯変更があった場合でも、原則として基準日時点の住民税均等割のみ課税世帯において、対象児童の要件を満たすものとする。
- 6 既に、市町村から住民税非課税世帯子ども加算給付金の対象児童として、給付金の支給を受けた世帯（支給を辞退した世帯、申請を取り下げた世帯並びに申請等を行わず、支給を辞退したものとみなされた世帯及びに申請を取り下げたとみなされた世帯を含む。）の対象児童は、支給要件を満たさないものとする。

（受給権者）

第5条 本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を受給権者とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者及び矯正施設に収容され

ている者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める支給要件確認書（以下「確認書」という。）又は申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。次に掲げる書類の提出が困難な場合には、真にやむを得ない事情がある場合に限り、提示された書類を本市が確認することにより、提出したものとみなすことができる。

（１） 申請者の本人確認書類の写し

（２） 振込先口座の確認書類の写し

（３） 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 前項の確認書又は申請書に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合、第３号に掲げる受領方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることにより、第１号又は第２号による支給が困難な場合に限り行うものとする。第４号に掲げる受領方式は、矯正施設に収容されていることにより、第１号から第３号までによる支給が困難な場合に限り行うものとする。

（１） 郵送・オンライン申請方式 申請者が申請書を郵送、オンライン申請により本市に提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（２） 窓口申請方式 申請者が申請書を本市の窓口に出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（３） 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（４） 現金書留受領方式 申請者が申請書を郵送により、本市に出し、本市が現金書留で現金を交付することにより支給する方式

３ 確認書に基づく支給は、本市が指定する金融機関の口座に振り込むことが

できるものとする。この場合、第 1 項各号に規定する書類の提出を省略することができる。

- 4 第 2 項第 3 号及び第 4 号の受領方式に基づく支給を受けた場合は、本市に領収書を提出しなければならない。

(代理による申請等)

第 7 条 申請者に代わり、代理人として第 6 条の規定による確認書の提出、支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- 2 前項第 1 号又は第 3 号に掲げる代理人が本給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書等に加え、原則として委任状の提出をしなければならない。また、代理による申請等が行われた場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。この場合、同項第 2 号の者にあつては、第 6 条第 1 項第 1 号に規定する書類の提出を省略することができる。

- 3 市長は、代理人が第 1 項第 1 号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第 2 号及び第 3 号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請等期間)

第 8 条 本給付金の申請等受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 本給付金の確認書の提出期間は、本市が当該確認書を発出した日から令和 6 年 4 月 30 日までとする。
- 3 本給付金の申請書の申請期間は、申請受付開始日から令和 6 年 4 月 30 日までとする。
- 4 前 2 頁の規定にかかわらず、申請等期間は市長が認める場合に限り、変更することができる。

(支給・不支給の決定及び通知)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、本給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、本給付金の支給を決定したときは、別に定める支給決定通知書により申請者に通知し、速やかに本給付金を支給するものとする。

3 市長は、第1項に規定する内容の確認において、その内容に疑義を生じた場合は、当該申請者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるものとする。

4 市長は、第1項の規定により、本給付金を支給しないこととした場合は、別に定める不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請等の方法及び申請等受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知を行う。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期間又は第3項の申請期間に第6条第1項の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第1項に規定する確認書又は申請書を受理した後、確認書又は申請書の不備等について確認等に努めたにもかかわらず、市長が指定する日までに当該記載事項の補正等が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により本給付金の支給ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日において支給の申請を取り下げたものとみなす。

3 市長は、第9条第2項の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書の記載事項の不備等による振込不能等があり、市長がその確認等に努めたにもかかわらず、市長が指定する日までに当該記載事項の補正等が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により本給付金の支給ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日において支給の申請を取り下げたものとみなす。

(給付金の不当利得の返還)

第 1 2 条 市長は、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者、給付金の返還を申し出た者又は偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給の決定を取消し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 1 3 条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 1 4 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 2 日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（1）以下に掲げる事例であって、かつ、（2）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を別に定める申出書により申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、基準日以前から引き続き本市に避難している場合は、当該申出者の本給付金については、本市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（2）申出者の満たすべき一定の要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支

援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した別に定める確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）

（3）申出者（その同伴者を含む。）の扶養者が、加害者である場合に限り、当該加害者に扶養されている者は、独立した生計を立てている者とみなす。

2 入所措置等が執られている障がい者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障がい者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障がい者・高齢者」という。）であって、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における支給対象者とする。ただし、本市が入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障がい者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障がい者・高齢者に支給する。また、同一施設等に入所している親子、夫婦、兄弟姉妹である措置入所等障がい者・高齢者は、本給付金において、同一世帯として取扱う。

（1）「措置入所等障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任

されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

- (2)「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

3 矯正施設に収容されている者の取扱い

法務省所管の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院)に収容されている者(以下「被収容者等」という。)についても、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されているほか、他の支給要件を満たす場合には、本市における支給対象者とする。

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者等であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市において住民基本台帳に記録されたときは、本市における支給対象者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における支給対象者とする。

6 離婚又は離婚協議中の取扱い

- (1)以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の要件を満たしており、その旨を別に定める申出書により申し出た場合には、当該申出者が、元配偶者等の地方税法上の被扶養者である場合にも、当該申出者の本給付金については、本市から支給する。

ア 基準日時点で離婚又は離婚協議中で、元配偶者等と居住地を分け、生計を別にしている者

イ 離婚又は離婚協議中を理由に、基準日の翌日以降に、元配偶者等と居住地を分け、生計を別にしている者

(2) 申出者は、前号ア又はイの事例であることが明らかな書類を提示しなければならない。